

留萌振興局  
河川減災対策協議会（仮称）規約  
（案）

平成 2 9 年〇月〇〇日

北海道留萌振興局

## 留萌振興局 河川減災対策協議会（仮称）規約（案）

（名 称）

第1条 本会は、留萌振興局 河川減災対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目 的）

第2条 協議会は、過去の出水の教訓を踏まえ、岩老川水系外17水系（別表1に掲げる水系）における堤防の決壊や越水等に伴う氾濫に備え、河川管理者、道、市町村等が連携して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

（協議会の実施事項）

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

（1）洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

（2）円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。

（3）地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。

（4）その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

（組 織）

第4条 協議会は、次に掲げる関係機関をもって組織する。

- （1）留萌振興局
- （2）留萌開発建設部
- （3）旭川地方气象台
- （4）増毛町
- （5）小平町
- （6）苫前町
- （7）羽幌町
- （8）初山別村
- （9）遠別町

2 協議会に幹事会を置く。

（役 員）

第5条 協議会には、次の役員を置く。

- （1）会長 1名 留萌振興局長
- （2）幹事長 1名 留萌振興局 留萌建設管理部 事業室長

（会 長）

第6条 会長は協議会を代表し会務を統轄する。

(協議会の構成)

第7条 協議会は別表2に掲げる職にある者をもってあてる。

2 協議会は必要に応じて会長が招集し、協議会の運営についての基本方針を決定する。

(幹事長)

第8条 幹事長は、会長の下にあつて幹事会を運営し、会務を処理する。

(幹事及び幹事会)

第9条 幹事は別表3に掲げる職にある者をもってあてる。

2 幹事会は必要に応じ開催し、協議会の目的達成のための事業を推進する。

(会議の公開)

第10条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の検討結果を協議会に報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

第11条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会に諮り、非公表にすることができる。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第12条 協議会及び幹事会の事務局は、留萌振興局建設管理部治水課、及び地域創生部地域政策課に置く。

(雑則)

第13条 この規約に定めるもののほか必要な事項は協議会が決定する。

(附則)

この規約は、平成29年〇月〇〇日から施行する。

別表1 留萌振興局 河川減災対策協議会 水系一覧表

水系名	関係市町村
岩老川	増毛町
暑寒別川	増毛町
永寿川	増毛町
箸別川	増毛町
信砂川	増毛町
小平薬川	小平町
温寧川	小平町
古丹別川	苫前町
羽幌川	羽幌町
築別川	羽幌町
茂築別川	初山別村
セタキナイ川	初山別村
初山別川	初山別村
茂初山別川	初山別村
風連別川	初山別村
オタコシベツ川	初山別村、遠別町
遠別川	遠別町
ウツツ川	遠別町

別表2 留萌振興局 河川減災対策協議会 構成員一覧表

関係機関	構成員
留 萌 振 興 局 留 萌 開 発 建 設 部 旭 川 地 方 気 象 台 増 毛 町 小 平 町 苦 前 幌 町 羽 幌 町 初 山 別 村 遠 別 町	局 長〔会長〕 部 長 台 長 町 長 町 長 町 長 町 長 村 長 町 長

別表3 留萌振興局 河川減災対策協議会 幹事一覧表

関係機関	幹事
留 萌 振 興 局  留 萌 開 発 建 設 部 旭 川 地 方 気 象 台 増 毛 町 小 平 町 苦 前 町 羽 幌 町 初 山 別 村 遠 別 町	留萌建設管理部 事業室長（幹事長）、治水課長、 維持管理課長、地域調整課長 地域創生部 地域政策課主幹 防災対策官、治水課長 防災管理官 総務課長 企画振興課長 総務財政課長 総務課長 企画振興室長 総務課長